

社会福祉法人楽老会
理事、監事及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人楽老会（以下「法人」と言う。）の理事会及び評議員会及び監事監査等に出席した場合、その会に出席された方への報酬及び交通費の支給に関して定めるものとする。

(報酬)

第2条 理事会、評議員会の開催に伴い出席された理事、監事及び評議員には別表1により報酬を支給する。

2 理事、監事及び評議員が理事会及び評議員会以外の日において、行政当局の指導監査、業者選定の競争入札等に立ちあつた場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 監事が監査に出席した場合、出席簿に押印し、別表3により報酬を支給する。

4 施設職員がその任に就いた場合、支給しない。

(研修会)

第3条 理事、監事及び評議員について、本会の認めた研修会に参加する場合は、実費相当を支給する。

(支給方法及び確認方法)

第4条 理事会、評議員会の報酬の支給は、理事会及び評議員会に出席された際に、手渡しとし、あらかじめ用意してある出欠表に押印する。

(改正)

第5条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬 (※)
理事会出席報酬	3, 0 0 0 円 / 日
評議員会出席報酬	3, 0 0 0 円 / 日

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。

別表 2

名 称	報 酬 (※)
理事業務報酬 評議員業務報酬 監事業務報酬	3, 0 0 0 円 / 日

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。

別表 3

名 称	報 酬
監事監査指導報酬	2 0, 0 0 0 円 / 日